



中津市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年4月25日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：市民課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>システム機器保守業務において、業務報告書や作業報告書が全くなく、何を根拠に履行確認・検収を行ったのかが不明なものが見受けられた。</p> <p>本業務は、定期点検がなく、有事の場合のみの保守方式の契約であるが、有事がない場合においても、書面で業務報告を受け履行確認をすることが適当です。</p> <p>(2) 財産管理事務</p> <p>備品台帳と現品との不一致が見受けられた。また、本庁舎外についての写真付備品台帳が未提出である。</p> <p>早急に整理を行い、適正な財産管理を行われない。</p> <p>(3) その他</p> <p>切手受払簿と切手残数の相違、受払簿様式の誤り、訂正印漏れ等が見受けられた。また、使用頻度の多い切手の月締めの形跡が見られず、全般的に安易に払出を行っている様に感じられた。</p> <p>切手は換金可能で現金と同様の管理が求められていることを十分に理解し、受払簿への記載をより一層適正に行うことを周知徹底の上、定期的な受払簿の記載内容と郵便切手の残数チェックの管理体制の見直しを行い、現金と同様の適切な管理を行われない。</p>	<p>ご指摘の業務報告書や作業報告書につきましては、有事の作業がなかったことにより報告書の受領を行っておらず、機器が正常に作動したことにより検収を行いました。</p> <p>今回の指摘を受けて、有事がない場合においても定期的な業務報告により検収を行うよう、課員に対し周知徹底を行います。また、故障時のみのスポット契約対応につきましては、検討を行った結果、24時間365日の保守対応ではなくなることで、故障箇所の備品取り寄せなどの緊急的な修理措置の対象外となることより、本契約の保守契約を継続していきたいと考えています。</p> <p>備品台帳と現品の確認を行い、台帳の整理を行いました。写真付備品台帳については、新システムでの設置場所の変更を行い、4月末までに提出します。</p> <p>今回の指摘を受けて、課内での情報共有を行い、「市有財産規則」に基づく適正管理に努めます。</p> <p>今回の指摘を受けて、受払簿の様式を改め、使用者と責任者での押印による管理体制とし、月締めについても庶務担当者による確認を行うように見直しを行いました。</p> <p>今後は、受払簿の記入をより一層適正に行うことを周知徹底するとともに複数のチェック体制で、現金管理と同様に適正な管理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：農政振興課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>① 家畜診療所の下水道使用料の支払いにおいて、使用料算定のための人数報告が誤っていたために使用料の額が誤っているものが見受けられた。報告人数を修正し適正な額の使用料を支払うよう求める。</p> <p>② 営農振興対策費補助金の補助対象経費について交付要綱に違反はしていないものの、対象経費に著しい偏りが認められた。中津市補助金事務ガイドラインで「公益性、公平性、有効性等を慎重に審査した上で、交付する必要があります。」と示された補助金の趣旨に従って、今後の補助金支出にあたっては、補助金の目的にそった真に有効な補助金の活用方法について、より慎重な審査のうえ執行するよう改善を求める。</p> <p>(2) 財産管理事務について</p> <p>① 行政財産目的外使用料の算定において、土地及び建物の評価額により算定しなければならないところ土地の評価額のみにより算定を行っているものが見受けられた。中津市行政財産使用料条例に従った適正な算定を行うよう改善を求める。</p> <p>② 市有財産台帳（中津市有財産規則第4号様式）に必要な書類の添付漏れ等の整備漏れが散見された。市有財産の適正な管理のため速やかな台帳整備を求める。</p>	<p>ご指摘の家畜診療所下水道使用料につきましては、誤った人数で報告を行っていました。上下水道部に確認を行い、金額の修正を行います。</p> <p>ご指摘の点につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による、JAフェアなど各種イベントが中止になった影響です。今後も、補助金の公益性、公平性、必要性について慎重に内部で審査検討し、真に有効性のある補助金の活用に努めます。</p> <p>自動販売機の行政財産目的外使用料につきましては、ご指摘のとおり算定に誤りがありました。早急に、必要な事務手続き及び適正な処理を行います。また、駐車場用地に設置している自動販売機につきましては、大分県農業協同組合に按分している土地には設置していないので、重複しておりません。</p> <p>ご指摘のとおりです。令和5年度上半期を目途に整備いたします。課員に対し事務処理の周知徹底を行い適正な事務処理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：林業水産課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)収入事務について</p> <p>調定伝票に、調定金額及び調定日の積算根拠となる資料の添付のないものや摘要欄に積算基礎の記載がないものが多く見受けられた。決裁時は、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票を添付するか又は摘要欄に積算基礎を記入するなど適正な調定事務の遂行を求める。</p> <p>(2)契約事務について</p> <p>① 随意契約（契約金額10万円以上30万円未満）事務において、中津市随意契約ガイドラインに基づく随意契約チェックシートが作成されていないものや随意契約理由書の添付のないものなど所定の事務手順が遵守されていないものが散見された。随意契約ガイドライン等内部規程や関係法令に従って、適正な契約事務の遂行に努められたい。</p> <p>② 原則として再委託が禁止されている委託業務において、事前に書面による承認手続きを経ることなく第三者へ再委託されているものが見受けられた。特命随意契約とした委託業務を第三者へ再委託する理由とその承認手続きを明らかにし、契約手続きの明確化と適正な契約事務の遂行に努められたい。</p>	<p>今回の指摘に対して、積算基礎となる資料および根拠となる文面を記入することを課員に改めて周知徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>添付漏れの随意契約理由書、随意契約チェックシート等については作成し、簿冊に補完しました。今後は、今回の指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、随意契約ガイドライン等の内部規程や関係法令に従って適切な契約事務に努めます。</p> <p>ご指摘の業務については、口頭により承諾を行っていましたが書面による手続きは行っていませんでした。今後は、今回の指摘を受け、委託業務を第三者へ再委託する理由と承認手続きを明らかにし、契約手続きの明確化と適正な契約事務に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：建設政策課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>① 道路占用料の徴収において、占用開始前に徴収されていないものが散見された。 中津市道路占用料徴収等に関する条例第4条第2項に「占有者は、占用の開始前に占用料を市長に納付しなければならない。」とあるが、占用の開始後に納付している。 これは、許可書の占用の期間を「許可日から」としているため、許可日までの納付に困難な場合が生じるためと考える。許可書を占用開始前に交付するか、または条例の見直しを検討されたい。</p> <p>② 公園使用料の徴収において、使用場所、広さ、使用期間、使用用途などすべて同じであるが、使用料金が異なっているものがあった。説明を求める。</p> <p>(2) 支出事務について</p> <p>市営住宅指定管理委託料及び市営住宅等管理代行業務委託料において、基本協定書に定められている通知を一部行っていないものが見受けられた。 また、業務実績報告については詳細な報告がされているが、収支報告書添付の精算内訳書が各項目の合計額のみで、保守管理費・修繕費以外については積算基礎資料がなく、額が適正であるかの判断ができなかった。さらに、指定管理者の財務状況の確認資料もなかった。積算基礎資料等を受領・確認し、適切な履行管理を行われたい。</p> <p>(3) その他</p> <p>文書の保存管理において、一部報告書、写真等の添付がないもの、書類が見当たらないものが見受けられた。 これは、文書の保存・管理事務に重大な過失があるものと推察され、公務の運営に重大な支障を生じさせる恐れがある。今後は厳正な文書管理に努められたい。</p>	<p>占用料の占用開始前の徴収につきましては、許可内容や相手方の都合により、許可日から占用開始日の期間が短い場合があることから、ご指摘のような事案が発生しています。 今後は、申請者に対して余裕を持った工期設定を呼びかけ、許可書の占用期間を「許可日から」ではなく、許可日以降の日付を設定するよう指導します。また、あわせて他市の状況を確認し、条例の見直しも検討致します。</p> <p>ご指摘の使用料金につきましては、4月12日申請分を誤った金額で徴収していました。 相手方へ経緯を説明し、差額分を徴収する方向で調整いたします。 今後は積算誤りの無いよう担当者と主幹で二重チェックを行い、適正な事務処理に努めます。</p> <p>前段の通知については通知を行っておりませんでした。今後は協定書等に記載されているとおりに通知を行い、適切な事務処理に努めます。 後段の積算基礎資料につきましては、詳細な説明を受け適正の判断をしましたが、内訳書等は受領しておりませんでした。今回の指摘を受けて、詳細な資料、貸借対照表等を受領しました。 今後は、中津市会計事務規則、指定管理者モニタリングマニュアルに沿って積算基礎資料等により財務状況を確認し、適切な履行管理に努めます。</p> <p>ご指摘の書類につきましては、今回の指摘を受け書類の所在を確認した結果見当たらなかったため、文書取扱課長（総務課長）へ報告を致しました。 今後は、文書管理について細心の注意を払い適正な事務処理に努めます。</p>	